

(1)特別養護老人ホーム いずみの苑

基本方針

心身の障害の程度に関わらず、利用者一人一人の自主性を尊重し、その意向に沿った生活が送れるように支援していくことを基本とします。コロナ禍での心身状態の低下を防止するため、行事の開催やレクリエーションに積極的に取り組んでいきます。また、いずみの苑での生活に利用者、ご家族が安心感を持って頂けるように、人権や尊厳、プライバシー等に関する職員研修を定期的実施していきます。

	重点課題	取組方針	目 標
安定した経営	・経営の安定化	・目標利用率の達成 ・新規入所希望者、ショートステイ利用者の確保 ・新規入所希望者を常に複数人確保 ・積極的な加算の取得	・目標利用率 特養97% 短期100% ・新規入所希望者を常に複数人確保し、空床期間を短縮する ・空床利用型のショートステイの積極的な活用 ・障がい者のショートステイ受け入れ ・LIFEを軌道に乗せる
利用者満足度の向上	・利用者/家族に寄り添うケアの実施 ・利用者の心身の充実を図る	・ターミナルケアの見直し/充実/意識改革 ・レクリエーションの見直し/充実	・利用者や家族が望むケアの実施 ・退所後の家族との意見交換 ・ターミナルケアについて勉強会の実施 ・外出の機会を増やす ・年間行事の内容/規模/行事数の適正化 ・日常業務に取り入れる ・コロナ禍においてのクラブ活動の実施
サービスの向上	①介護の質の向上 ②接遇改善 ③身体拘束廃止 ④終末期ケア ⑤職員の育成、能力開発	①プリセプター制度の下、OJTで職員の指導・育成に当たる ②不適切ケアに対する意識の向上 ③身体拘束等の適正化に向けた研修の実施 ④最後まで継続したチームケアの実施 ⑤ケア研、法人内部研修によるスキルの向上	①サービス標準化マニュアルに基づいたサービスの実施と一定水準の確保 ②3ヶ月毎の虐待の芽チェックリストの実施と改善課題への恒久的な取り組み ③身体拘束ゼロの維持 ④十分な説明と情報共有、看取り後のフォローを含めた利用者、ご家族に寄り添った支援への取り組み ⑤入居者それぞれの心身状況に対して的確なサービスの実施

<p>安全で安心な生活環境</p>	<p>①事故防止 ②感染対策 ③水害対策</p>	<p>①リスク管理に努める ②感染の拡大防止 ③BCPの充実</p>	<p>①事故防止マニュアルの見直しと周知（年2回） ①介護用品（車イス・ベッド等）の点検：四半期毎点検 ①ベッドネームの活用 ①ICT等を活用した情報の共有 ①転倒、転落前年比10%減 ②持ち込まない、拡大させないを基本とし体調不良時は連絡の徹底（クラスター0） ②誤嚥防止対策・・・ ②口腔衛生の徹底・・・ ②標準予防策の徹底（手洗い・防護策のチェック） ③緊急時の連絡体制の定着（訓練の実施） ③避難訓練の実施 1回以上</p>
<p>地域福祉の拠点と地域貢献 地域に開かれ地域と共にある施設づくり 地域福祉の拠点と地域に選ばれる施設づくり</p>	<p>・地域社会に認知され、施設の専門性を活かす ・地域の一員として多様なニーズに対応 ・地域社会の充実と発展に貢献していく ・多様性を受け入れる施設の実現</p>	<p>・地域共生社会の実現 ・福祉の現場体験や地域への介護体験の提供 ・地域福祉の向上 ・地域に根差した施設づくり ・災害時の協力体制構築 ・身元不明高齢者及び虐待を受けている高齢者の緊急一時保護 ・自法人障がい施設での研修による知識の享受</p>	<p>・共生型サービスの開始（障がい者のショートステイ受け入れ） ・積極的な実習生やボランティアの受け入れ ・地域や学校等との定期的な交流の実施 ・公開講座や出前講座、各種相談会の開催 ・地域に向けた施設利用の充実（喫茶スペース、花壇の開放等） ・近隣町会や企業との連携による年1回の合同防災訓練実施 ・コミュニティ弁当の配布(月1回) ・広報誌を活用して施設を知ってもらう ・安全に過ごせる場所として施設を活用してもらう。 ・災害時に避難所として、施設の開放実施</p>

<事業概要>

(1) サービス提供の具体的方針

業務を効率的・効果的に推進するため、各委員会を設け委員会の目的を明示し、実施目標に基づきサービス内容の充実を図ります。

(2) 介護サービス

①ケアプランの作成と活用

利用者一人ひとりのニーズを的確に把握し、生活習慣の継続性に配慮した利用者すべてのケアプランを介護支援専門員が作成します。

②食事サービス

安全で楽しく食事ができる環境を整え、提供時間も幅を持たせ、場所についても希望に沿った対応をします。季節感のある食事を提供し、健康維持、増進に取り組みます。

③口腔ケア

誤嚥性肺炎の予防と経口摂取維持に向け、歯科医師、歯科衛生士の指導の下、適切な口腔衛生管理を実施します。

④排泄介助

利用者の羞恥心に配慮した援助を行います。一人ひとりの排泄リズム等の身体状況を把握し、残存機能を活かした排泄援助に努めます。

⑤入浴介助

利用者の自尊心を損なわないようにプライバシーの保護に努め、毎週2日以上の入浴の機会を提供します。入浴時に全身状態を観察し、皮膚疾患の早期発見と早期対応に努めます。

⑥安全対策

リスクマネジメント委員会を設置し、毎月ヒヤリハット報告書・事故報告書の集計を行い、対策・評価・フィードバックを行い、事故防止を徹底します。提出された報告書は全職員が共有して、マニュアルに基づく支援の確認を図り再発防止を徹底します。

⑦感染症対策

「感染症対策委員会」を設置し感染症及び食中毒の予防に関する教育を徹底し、施設内の衛生、安全管理に努めます。新型コロナウイルスに関しては業務継続ガイドライン（厚労省）に則り、予防対策に万全を期します。

⑧褥瘡予防

多職種による褥瘡対策会議を定期的に行い予防に努めます。褥瘡発生時はマニュアルに沿って対応し、原因と対策の情報共有を図り、再発防止に努めます。

⑨身体拘束廃止・虐待防止

利用者の生活の自由を制限し尊厳を冒す身体拘束は行いません。緊急やむを得ず行わざるを得ない場合は定められた手続きに従い、必ず解除の期間を明記したうえで行います。高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。

⑩機能訓練

介護職員・看護師・OT等が連携を図り、利用者の心身機能維持・生活リハビリの

習慣化を図り利用者の自立を支援します。

⑪看取り介護

利用者が最期まで個人として尊重され、その人らしく最期を迎えることができる為の支援をします。実施にあたっては、本人・家族の精神面にも十分配慮し、医師を中心として多職種が連携して対応します。

⑫いきがいの醸成

利用者の社会性を保ち、豊かで安定した生活が維持できるよう各種クラブ活動・サロンでの喫茶・飲食スペースの提供、年間計画に基づく行事を実施します。日常や行事の様子を個人別に写真に撮り、「思い出アルバム」に収め本人・家族の思い出づくりをサポートします。

(3) 支援及び介護保険関係

①利用者の現金及び預貯金の管理

いずみの苑預かり金規定に基づき、厳正に管理します。その収支状況については四半期ごとに入居者及び家族に報告します。

②介護保険請求、介護保険認定更新手続き及び認定調査・主治医意見書

東京都国民健康保険連合会への介護報酬の請求業務を滞りなく行います。利用者に代わって介護認定期間満了前に更新手続きを行います。利用者の心身状態に変化があった時には、速やかに認定調査の更新手続きを行い、非常勤医師により「主治医意見書」を作成します。

③待機者管理及び入所相談

入所申込者の待機期間を短縮するため、板橋区との連携のもと正確な待機者数の把握に努めます。入所相談においては、必要としている介護知識や介護保険等の情報を提供します。

(4) 家族との連携

①家族会

家族会にて介護保険に関わる情報の提供と法改正時等の説明及び同意を行い事業計画についての報告と施設運営への理解と協力を求めます。併せて家族からの要望を聴取し個別相談に対応します。

②機関紙の発行

苑からの連絡事項・行事への招致等、定期的に発行する機関紙「並木道」を通し交流の機会を図ります。

③入所者満足度調査・福祉サービス第三者評価

利用者、家族からの意見聴取と第三者によるサービス評価を受審します。評価結果については、サービスの向上に反映していきます。

(5) 苦情・要望への対応

苦情については、「いずみの苑苦情解決要綱」に基づき第三者委員を配置し、誠実かつ適切に迅速な解決を心掛け対応します。ケース会議の場においても、本人、家族の苦情・要望の把握に努めます。

(6) 地域との交流

①地域の福祉資源として

施設という人的・物的な資源性に目を向け、地域活動に活用していくとともに積極的に地域への関りを持ち、地域福祉の向上に取り組みます。

②ボランティア・実習生等の受け入れ

高齢化社会を支えるための人材育成は重要な社会的課題であり、それに協力することは福祉施設の責務であり積極的に受け入れを行います。ボランティア希望者には、丁寧な育成と定着に向けた対応に努めます。

(7) 健康管理

医師と看護職員が常に連携し利用者の健康状態・精神状態を的確に把握し、日常的な健康管理に努めます。利用者の状態に急な変化が認められた時は、看護師が医師と連携をとり24時間対応します。

(8) 職員の育成と自己啓発

①内部研修

年間スケジュールに沿って定期的にケア研究会を開催します。外部研修においても、年間スケジュールに沿って参加をすすめ、研修報告会をその都度実施します。

②職員の育成

職員の育成に関しては、新人職員が安心して日々の業務習得ができるように「プリセプター制度」を導入し、介護職員としてひとり立ちできるまで先輩職員がOJTで指導にあたります。指導にあたる中堅職員も自身の業務の振り返りと確認を行い、効率的に一定水準の質を保った職員育成に取り組みます。

(9) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

要支援または要介護と認定された利用者が、何らかの理由により家族介護が一時的に困難になった場合、施設において、入浴・排泄・食事など日常生活上の介護及び機能訓練を提供し、在宅生活の継続に向けて支援します。

各種会議・委員会

会議・委員会	実施日	構成員
リスクマネジメント・身体拘束委員会	第1火曜日	担当係長・主任・職員
PC委員会	第3金曜日	担当係長・職員
係長会（ショート委員会）	第2.4月曜日	係長
主任会（ケア研・プリセプター）	第2月曜日	主任
介護用品（排泄ケア）委員会	第4火曜日	担当係長・職員
給食委員会	第3月曜日	担当職員
レクリエーション／ボランティア委員会	第1木曜日	担当職員
並木道委員会	第1月曜日	担当職員

年間行事予定

行事名	実施予定	実施場所	内 容
衣類販売	令和5年5月	1Fホール	自分で洋服を選べる機会を
端午の節句	令和5年5月	各食堂	かぶとを手作り
菖蒲湯	令和5年5月	各浴室	季節の香りで
カラオケ居酒屋	令和5年6月	4F	ビールを飲みながらカラオケを
七夕	令和5年7月	各食堂	七夕まつり・記念撮影
夏祭り	令和5年7月	1Fホール	盆踊りやスイカ割り
おやつバイキング	令和5年9月	3F食堂	ホットケーキ・チョコバナナ等を手作り
敬老会	令和5年9月	食堂	区長・理事長よりの祝辞
衣類販売	令和5年9月	1Fホール	家族と共に買い物
いずみ祭	令和5年10月	1Fホール	施設公開・地域交流
動物ふれあい会	令和5年11月	1Fホール	動物との直接のふれあい
保育園との交流	令和5年11月	各食堂	園児とのふれあい
運動会	令和5年11月	各食堂	鉢巻を付けて紅白対抗戦
年忘れ会	令和5年12月	1Fホール	スライドショー等を楽しむ
ゆず湯	令和5年12月	各浴室	ゆずの香りで入浴
お茶会	令和6年1月	1Fホール	野立て風で抹茶を楽しんで頂く
新年会	令和6年1月	1Fホール	もちつき、獅子舞
節分	令和6年2月	各食堂	かぶと作りで記念撮影
お花見	令和6年3月	施設前緑道	桜花見
家族会	令和6年3月	1Fホール	1年間の報告と新年会に向けて
給食試食会	令和6年3月	1Fホール	家族会と同日に開催

＜令和5年度 年間研修・訓練計画＞

毎月 第二・第四金曜
16:30～17:30

4月	全3回 実施		担 当 部 署
	全体会 (身体拘束・虐待・事故防止・感染症・看取り・個人情報 報)		
5月	第1回	第2回	看護
	救急対応について	救急対応について	
6月	第1回	第2回	特養
	排泄介助について	排泄介助について	
7月	第1回	第2回	包括
	認知症サポーター 養成講座	認知症サポーター 養成講座	
8月	第1回	第2回	特養
	水害対策について	水害対策について	
9月	第1回	第2回	特養
	身体拘束・ 虐待防止について	身体拘束・ 虐待防止について	
10月	第1回	第2回	特養
	事故防止について	事故防止について	
11月	第1回	第2回	特養
	個人情報保護につ いて	個人情報保護につ いて	
12月	第1回	第2回	看護 特養
	看取りケアの振り返 り	看取りケアの振り返 り	
1月	第1回	第2回	特養
	身体拘束・ 虐待防止について	身体拘束・ 虐待防止について	
2月	第1回	第2回	看護 特養
	褥瘡のメカニズムと 予防	褥瘡のメカニズムと予防	
3月	第1回	第2回	外部 講師
	精神疾患・認知症につ いて	精神疾患・認知症につ いて	